

表1 介護サービス費の支給限度額

居宅サービス

要介護状態区分	サービス費支給限度額(月額)
要支援	6万円
要介護1	17万円
要介護2	20万円
要介護3	26万円
要介護4	31万円
要介護5	35万円

施設サービス

入所施設	入所費平均月額
特別養護老人ホーム	31.5万円
老人保健施設	33.9万円
療養型病床群	46.1万円

(注)厚生省介護保険制度推進本部の資料により作成したもので、今後、変わることがあります。

(注)例えば、要介護3であっても、利用するサービス費が23万円の場合、自己負担額は1割の2万3千円となります。

図1 要介護2の方で通所サービスの希望が高い場合の標準例

	午前	午後
月	デイサービス	
火	ホームヘルプ	
水	デイサービス	
木	訪問看護	ホームヘルプ
金	デイサービス	
土	ホームヘルプ	
日		

ショートステイを6カ月に2週間利用する。
福祉用具の貸し出し：車椅子

(注)個々の利用者の状態や選択により、別のサービスの組み合わせもあります。

問合先
健康推進課
介護保険・保健福祉センター担当

介護保険制度については、まだ、不透明なところが多いのですが、市民の方々の不安の声や、どこまで決まっているのだろうといった声が聞かれており、市では、各諸団体に、説明会を実施しているところです。
今後、説明会を希望される自治会などの団体あるいはグループがあれば、随時出向いて、実施していきます。その際、市民の皆さんからの意見などをお聞きしながら、制度導入に向けて参考にしていきたいと思っております。
お気軽に声をかけてください。

介護保険の説明に
出向きます

介護支援専門員(ケアマネジャー)って、どんな人?



前述のとおり、総合的な介護サービスの利用計画を、介護を必要としている本人や家族の希望を聞きながら作成し、その後も適切にサービスが提供されているかを確認していく役割を担う人のことを言います。

介護支援専門員(ケアマネジャー)は、保健・医療・福祉の各分野で5年以上の実務経験があり、筆記試験に合格後実務研修を修了した人。

表2 特定疾病一覧表

病名	疾病
1	筋萎縮性側索硬化症
2	後縦靭帯骨化症
3	骨折を伴う骨粗しょう症
4	シャイ・ドレーガー症候群
5	初老期における痴ほう
6	脊髄小脳変性症
7	脊柱管狭窄症
8	早老症
9	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 および糖尿病性網膜症
10	脳血管疾患
11	パーキンソン病
12	閉塞性動脈硬化症
13	慢性関節リウマチ
14	慢性閉塞性肺疾患
15	両側の膝関節または股関節に著しい 変形を伴う変形性関節症

保険料を納めていれば、交通事故などでも介護サービスを受けられるのですか?
いいえ。交通事故では、介護保険制度における介護サービスは受けられません。六十五歳以上(第一号被保険者)で、要支援・要介護認定を受けた人と、四十歳〜六十四歳(第二号被保険者)で、厚生省で定める特定疾病(表2)を持ち、要支援・要介護認定を受けた人が介護サービスを受けられる対象となります。

介護保険 Q&A

利用者の自己負担が、高額になった場合、何か補助はあるのですか?
サービス利用料の自己負担額が高額となった場合は、利用者の負担を重くしないために、自己負担額に上限が設けられます。これは、介護給付の中の、高額介護サービス費という一つのサービスとして支払われます。

要介護認定の結果、要介護状態区分に不満がある時は不服申し立てができるのですか?
要介護認定は、様々な専門家により、できるだけ客観的に審査され判定されますが、それでも判定に不満がある場合には、認定の結果を知った翌日から六十日以内に、各都道府県の「介護保険審査会」に不服申し立てができます。